

社会福祉法人今治福祉施設協会
処遇改善加算金の支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人今治福祉施設協会職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）、社会福祉法人今治福祉施設協会嘱託職員給与規程（以下「嘱託職員給与規程」という。）、社会福祉法人今治福祉施設協会フルタイム雇用職員給与規程（以下「フルタイム雇用職員給与規程」という。）、社会福祉法人今治福祉施設協会パートタイム雇用職員給与規程（以下「パートタイム雇用職員給与規程」という。）、社会福祉法人今治福祉施設協会再雇用職員に関する規程（以下「再雇用職員に関する規程」という。）、社会福祉法人今治福祉施設協会嘱託者に関する規程（以下「嘱託者に関する規程」という。）に規定する給与とは別に、厚生労働省が創設した介護職員等処遇改善加算制度、福祉・介護職員等処遇改善加算制度及び、保育士等処遇改善加算制度及び今治市が決定した老人保護措置費に係る支弁額の処遇改善加算（以下「加算制度」という。）に基づき、社会福祉法人今治福祉施設協会（以下「協会」という。）の介護職員、福祉・介護職員、保育士、支援員等に対し支給する処遇改善加算金（以下「加算金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 協会の常用職員又は有期契約職員の別を問わず、厚生労働省の定める介護職員等処遇改善加算金、福祉・介護職員等処遇改善加算金、保育士等処遇改善加算金及び老人保護措置費に係る支弁額の処遇改善加算金の支給対象職員を対象とする。

(支給額)

第3条 加算金の支給額は、加算制度による加算見込額の範囲において、理事長が定める額とする。

(支給)

第4条 加算金の支給は、職員給与規程第14条、嘱託職員給与規程第9条の2、フルタイム雇用職員給与規程第11条の2、パートタイム雇用職員給与規程第9条、再雇用職員に関する規程第7条及び嘱託者に関する規程第12条に規定する処遇改善手当とは別に、年1回、年度分加算金から処遇改善手当等賃金改善額を控除した額を手当（一時金）として給与とは別に支給する。

(在籍の限定)

第5条 加算金は、支給日現在に在籍していない者については、支給しない。

(その他)

第6条 この規程は、加算制度が終了すると同時に廃止するものとする。

附 則

(施行規則)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行規則)

この規程は、令和4年7月1日から施行する。